

資料 9

各項目における判定基準については、「評価のてびき」掲載の「重点評価事業における応用評価基準」のとおり
 評価点数（2点、○（1点）、未（0点）
 特例適用とした場合は、背面に色づけし、「○」もしくは「」。詳細は、「令和2年度実施事業における評価の特例基準表」参照

特例適用とした場合は、背面に色づけし、「○」もしくは「□」。詳細は、「令和2年度実施事業における評価の特例基準表」参照